

③ 道路運送車両の安全な運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 指定自動車教習所の教習の充実

指定自動車教習所における教習を充実するため、教習体制、施設、科学的教育資器材等の整備及び指導員等の教養の充実による教習水準の高度化、統一化等を推進する。

イ 運転者に対する再教育等の充実

処分者講習、更新時講習その他各種講習における教育を充実するため、施設の整備、要員の充実、科学的教育資器材の導入、教育技法の改善工夫、教育内容の高度化等を図る。

また、自動車に乗車中の者が事故に遭遇した際の被害を軽減させるため、運転者に対する座席ベルトの着用についての教育及び街頭における指導等を推進する。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

青少年層に事故の多い二輪車の安全対策として、二輪車の安全運転教育を行う団体の活動に協力して

二輪車の安全運転講習を推進するとともに、指定自動車教習所及び各種講習における二輪車の教育体制の充実を図る。

エ　違反累積点数の通知等による運転者対策の充実
自動車安全運転センターの行う通知業務、自動車の運転に関する研修業務等を推進することにより、運転者対策の充実を図る。

オ　交通事犯受刑者等に対する矯正教育の充実
交通事犯禁錮受刑者の集禁施設における自動車運転に関する矯正教育については、専門職員の充実、施設の整備等により、その強化に努める。また、交通事犯懲役受刑者に対する矯正教育の方法及び交通事犯に係る少年に対する科学的交通鑑別方式について研究開発を進める。

(2) 運転免許制度の合理化

安全な運転者を選別し、適切に管理するため運転免許制度の合理化を図るとともに、危険な運転者を迅速的確に排除するため運転者管理センターシステムの充実を図る。

(3) 運転管理の改善

ア 安全運転管理者講習の充実により、事業所における安全運転管理の強化を図るとともに、安全運転管理者を選任すべき事業所の範囲の拡大等により、安全運転管理者制度の充実強化を図る。

また、雇用者、安全運転管理者等の下命、容認違反等いわゆる背後責任の取締りを徹底し、適正な運転管理に資する。

イ 自動車運送事業者に対して、運行管理の適正な実施を確保するため、監査により指導、監督を強化するとともに、事業者団体を通じての指導を行う。

ウ 自動車事故対策センターの行う運行管理者等に対する指導講習については、講師の資質の向上、講習内容の充実を図り、講習水準を向上させるとともに、視聴覚器材の導入等により効果的な講習の実施を図り、受講を積極的に促進する。

運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を推進し、受診を積極的に促進する。

(4) 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働条件は、例えば深夜労働を含む変形労働時間制や水揚高に応じて支給される歩合給制等に見られるように一般労働者と異なる形態が多く、労務管理が適正を欠く場合には運転者の過労をもたらし、これが交通事故を誘発する一要因となっている。

このような実情にかんがみ、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、自動車運転者の労働条件等の改善基準等に基づき、強力かつ厳正な監督指導を行う。また、長距離貨物運送に従事する自動車運転者の運転時間に関する指導基準の普及徹底を図る。

更に、自動車運転者の労働時間管理のための乗務員手帳制度の普及徹底を図るとともに、監督指導の効果を高めるため、関係行政機関の間で互いに監督・監査結果を通報し合う相互通報制度の活用を図る。

(5) 道路交通に関する情報の充実

ア 道路交通情報の充実

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供する

ため、交通管制センターの整備拡充、パトロールの強化、道路モニター制の活用、緊急連絡施設等の整備等により、道路交通情報の収集活動を強化するとともに、日本道路交通情報センターを中心とする情報提供機関の活動の充実、道路交通情報板等の情報提供施設の整備、広報媒体の活用等により道路交通情報の提供サービスの向上を図る。

イ 気象情報の充実

道路交通の安全に関連の深い局地気象の状況について、その的確な把握と予報精度の向上を図るために地域気象観測網、静止気象衛星システムの整備、気象レーダーの更新等監視体制の強化及び予報体制の充実に努めるとともに、適切な気象情報を迅速に提供する。また、気象情報の利用方法については講習会等により周知を図る。